

報告書

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」

(概要)

令和4年2月

出入国在留管理官署の収容施設における
医療体制の強化に関する有識者会議

本有識者会議における検討開始の経緯・検討経過

- R3.3月、名古屋事案（被収容者死亡事案）が発生 → 調査チームによる調査報告書の取りまとめ
- 名古屋局の医療体制の制約、休日における対応体制等について問題点を指摘 → 改善策として、「専門家会議を開催するなどして、医療体制の強化を計画的かつ着実に進めること」を指摘
- これを受け、本有識者会議において、①庁内診療体制の強化、②外部医療機関との連携体制の構築・強化、③医療用機器の整備を中心的検討事項とし、医療体制の強化の方策について検討を開始
- 医療関係者、学識経験者及び法曹関係者が、入管収容施設の実情を踏まえた医療体制強化の方策を検討・提言

入管収容施設における医療の現状

〈医療の実施状況等〉（資料4-1、4-2）

【常勤医師に欠員】

- 主要6官署（東京局、横浜支局、名古屋局、大阪局、東日本センター、大村センター）各1名の定員を配置 → 4名が欠員（横浜支局、名古屋局、大阪局、大村センター）※R4.2月時点

【診療件数と医療費の推移】

- 診療件数 → R1まで増加、収容延べ人員の減少（R1・R2）に伴い、R2に減少
- 医療費総額 → H30度まで増加、収容延べ人員の減少（R1・R2）に伴い、R1度・R2度に減少
- 一人当たり医療費 → H28から一貫して増加

〈医療の特殊性・困難性〉

- 医師等と被収容者の双方における選択の自由の欠如、医師等にとって困難な対応を伴う被収容者（医師の判断・指示に従わない、拒食や自傷行為等に及ぶ）の存在
- 職員による医師等への的確な情報伝達が必要、医師としての医学的知見の収集・確保が困難

〈常勤医師の待遇〉

- 国家公務員としての給与（民間医療機関とは格差）、定時勤務、65歳定年
- 兼業について厳格な制限、外部医療機関での有給での臨床研修を受けることは困難

入管収容施設における医療提供の在り方

- 庁内診療においては、初期診療（注）に相当する医療を確実に提供すべきである
 - 初期診療に相当する水準を超える医療を提供する必要がある場合には、適時に外部医療機関での診療を実施
→ これを実践することによって、被収容者に対する医療を適切に提供すべきである
- （注）一次救急医療を担う医療機関における診療のこと

1 庁内診療体制の強化

【問題点】

常勤医師・非常勤医師の確保

- 入管収容施設における勤務の負担の大きさ
- 民間医療機関での勤務との比較における待遇面の格差
- 定年制度による経験豊富な医師の確保の困難
- 医師としてのスキルアップ等の機会の欠如
- 入管収容施設等の業務や実情の周知不足

【方策】

- 常勤医師を中心に複数の医師による対応体制の構築
- 兼業を柔軟に可能とする法整備等による待遇改善
- 定年年齢の引き上げの検討、任期付採用の活用
- 入管収容施設における医療の実情や業務内容の周知
- 医師の確保に向けた広報活動の強化
- 組織的かつ継続的な医師確保に向けた取組

医師以外の医療従事者の確保

- 夜間・休日における医療体制が脆弱
- 准看護師資格取得者に対する医療実務の経験機会が不足
- 薬剤師及び看護師等の人員不足

- 看護師、准看護師の増員
- 准看護師資格取得者に対する医療実務経験の機会を設定
- 薬剤師の確保

医療従事者のための相談・フォロー体制の構築

- 同様の勤務経験を有する医師等がほぼ皆無
- 各官署で勤務する医師等の意見交換等の機会の欠如
→ 入管収容施設で勤務する悩み等を相談できない
- 各官署における幹部職員・処遇担当職員と医師等との意思疎通・意見交換の機会の不足

- 各官署の医療従事者と幹部職員、看守勤務を行う入国警備官との間のカンファレンス等の実施
- 各官署の診療室間の連絡会の実施
- 医師等が相互に相談し合える体制を整備
(後掲4参照)

2 外部医療機関との連携体制の構築・強化

【問題点】

- 外部医療機関から受診を断られるなど連携が不十分
- 連携のための組織的・継続的な取組が不十分
- 入管収容施設における医療の実情や出入国在留管理行政への理解増進に向けた取組も不十分

【方策】

- 入管収容施設の実情等の周知、理解増進に向けた取組として
 - ・地域医療機関との間の協議会の実施
 - ・施設見学会等の実施
 - ・連携実績のある医療機関とのミーティング等による問題事案等の振り返りの実施
- 外部医療機関との協定等の締結を検討

3 医療用機器の整備

〈初期診療に相当する医療提供に必要な医療用機器〉

- 入管収容施設において備えるべき医療用機器
X線診断装置、超音波画像診断装置、心電計・血圧脈波検査装置、パルスオキシメータ等
- その他医療用機器の導入
薬剤師の配置を前提とした分包器の整備（投薬についてのチェック体制も併せて構築）

4 その他の医療提供上の改善策

- 医療カンファレンス（医療従事者と現場職員等との円滑なコミュニケーション）、診療室連絡会（各官署の診療室間の円滑なコミュニケーション）の実施
- 夜間・休日における体制の整備
- 職員研修の実施
- 社会一般への幅広い広報活動
- その他の改善策

5 提言の着実な実現のためのフォローアップ体制の構築

外部有識者による検証などにより、着実かつ継続的に提言の実現に取り組むとともに、その進捗を適切な方法で公表するためのフォローアップ体制の構築が必要

改善策の全体像

